

YAMAGATA b i z ウーマンキャリア形成応援事業実施業務に係る 企画提案公募要領

1 目的

女性の県内就職・定着を促進するため、大学等卒業後、就職したものの早期離職により再就職を希望する女性や移住等により県内就職を希望する女性を対象に、インターンシップを活用しながら、キャリアプランニングからマッチングまでの一体的な再就職支援を実施する。また、女性が安心して働き、活躍するためには、経営者と女性労働者双方の意識醸成が必要であることから、企業へのキャリアコンサルタントの派遣及びキャリアアップセミナー等を開催することで、企業における女性活躍の意識醸成や環境整備の促進を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名 YAMAGATA b i z ウーマンキャリア形成応援事業実施業務
(2) 業務内容 別添「YAMAGATA b i z ウーマンキャリア形成応援事業実施業務委託仕様書（企画提案用）」のとおり。
(3) 提案上限額 29,020 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。税率 10%）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 山形県内に本社又は事業所を有する者。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しない者。
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

4 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類、提出期限及び提出部数

提出書類	提出期限	提出部数※
①参加申込書（様式第1号） ②事業者概要書（様式第2号）	令和8年3月2日（月）正午	1部
③企画提案書（様式第3号） ④経費見積書（様式第4号）	令和8年3月6日（金）午後3時	5部

※提出部数は、郵送又は持参の場合

(2) 提出方法及び提出先

「9 担当部署」まで郵送又は持参により提出すること（郵送の場合は、上記期限必着）。なお、②から④については、電子メール（PDF形式等の容易に編集ができない形式のものに限る。）による提出も可能とする。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日除く。3月6日（金）は午後3時まで。）

(4) その他

- ・企画書は表紙・目次を含まず15頁以内とし、A4版片面印刷により提出すること。
- ・本業務の具体的な実施内容について、業務委託仕様書に基づき、「企画提案書（様式第3号）別紙」の項目等を盛り込んだ企画提案書を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・参加申込書提出後、参加を辞退する場合には、速やかに書面により「9 担当部署」に報告すること。

5 質問及び回答

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、「質問票（別紙1）」により行うこと。
- (2) 質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「YAMAGATA biz ワーマンキャリア形成応援事業実施業務への問合せ」として、「9 担当部署」宛てに送信すること。
- (3) 質問票の受付期間は令和8年3月2日（月）正午までとする。
- (4) 質問への回答は、参加申込書提出者全員に電子メールにて行う。ただし、各提案者の独自企画に関わることについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法、評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、県が設置する審査委員会において、別に定める審査要領により行う。
- (2) 審査委員会において審査員の各評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定し、次点の者を次点者として選定する。
- (3) 提案者が1者のみの場合でも、審査員の評価結果（平均60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

- (4) 提案者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。
- (5) 審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。また、必要に応じて、各提案者によるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションを行う場合、期日（予定）は令和8年3月中旬とし、時間等については、別途通知する。
- (6) 選定結果は、全提案者に対し書面により通知する。

7 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約の締結に至らなかつた場合は、次点者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

8 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) この公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有さない。

9 担当部署

担当：山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室
住所：〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1（山形県庁8階）
TEL：023-630-2439（直通）
FAX：023-630-2376
e-mail：ykoyo#pref.yamagata.jp
※「#」は「@」に置き換えて送信のこと